

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第二条第一項の特定大規模災害及びこれに対し適用すべき措置等を指定する政令案要綱

一 東日本大震災を大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第二条第一項の特定大規模災害として指定すること。

二 当該特定大規模災害に対し適用すべき措置及びこれを適用する地区としてそれぞれ被災地短期借地権に係る措置及び福島県双葉郡大熊町を指定すること。